

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を3年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月16日から同年3月16日まで
② 平成3年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成元年2月16日から3年3月31日まで、A社に継続勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録における、申立人のA社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成3年3月31日）は、日曜日であることが確認できるところ、申立人が提出した同社での平成3年4月分の給与賞与明細書の記載内容及び同僚等の供述から判断すると、申立人は、3年3月31日まで同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が提出した給与賞与明細書を見ると、A社では、厚生年金保険料は当月控除とされていることが確認でき、平成3年3月分の給与賞与明細書を見ると、3年3月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年2月のオンライン記録及び申立人が提出した同年3月の給与賞与明細

書から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主が資格喪失日を平成3年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①について、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社での雇用保険被保険者資格の取得日（平成元年3月16日）はオンライン記録と一致していることが確認できる上、オンライン記録を見ても、申立人は、昭和63年2月から申立期間①中の平成元年2月21日まで、同社とは別の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるほか、当時の同僚等の供述からも、申立人の申立期間①における勤務実態等は確認できない。

また、当時の複数の同僚の供述から、A社では、給与は15日締めめの25日支給とされていたことが推認できるところ、申立人が主張する同社での勤務開始日（平成元年2月16日）から考えると、申立人に対し、同社から平成元年2月分の給与が支給され、かつ厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、平成2年2月分と記載された給与賞与明細書（「手書分」及び「機械出力分」の2つ）を所持しており、そのうち「手書分」の給与賞与明細書は「元年2月分」の誤りである旨を主張しているものの、当該2つの給与賞与明細書において過払いとされた現金支給額（2,158円）は、2年3月分の給与賞与明細書において精算されていることが確認できる上、「手書分」の給与賞与明細書を見ると、雇用保険料が控除されていること等から考えると、「手書分」が元年2月分の給与賞与明細書であるとは考え難い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年から20年8月まで

私は、昭和19年から20年8月まで、学徒動員としてA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB高等学校の昭和20年度卒業生名簿並びに同高等学校の事務担当者及び同僚の供述から、申立人は、昭和19年10月から20年8月まで、A社C工場（当時はD社E工場）に勤労働員学徒として勤務していたことは推認できる。

しかし、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）に明文化されている。

また、オンライン記録等により、申立人が氏名を記憶する同僚5人は、申立期間において厚生年金保険に未加入であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。